**対策と活用方法をご紹介します**

**電子帳簿保存法セミナー**

利府松島商工会商業部会　経営講習会

　「電子帳簿保存法」は２０２２年１月１日に改正され、その中でも「**電子取引のデータ保存**」は昨年１２月３１日で猶予されていた期間が終了し、**今年１月１日から完全義務化**となりました。

その他にも本法では「**国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存**」や「**スキャナ保存**」についても定められており、会計ソフトメーカーのテレビＣＭなどでも耳にしたことがあるのではないでしょうか。

ただ、内容については消費税のインボイス制度開始と時期が重なっていたこともあり、「これからは請求書や領収書をスキャナで電子データにして保存しなければならなくなる」と勘違いされている等、詳細をご存知ない方も多くいらっしゃるようです。

本セミナーでは、**義務化への対応策**はもちろんのこと、**逆に本法を利用してできるようになった業務の効率化**についてご紹介します。

それぞれの事業所の現状に合った対策等の提案もできるよう質疑応答の時間も取りますので、電子帳簿保存法の改正によって何が変わったのか、ご自身の事業所では何をすれば良いのか等不安がある方は是非ご参加ください！！

**日　時：令和６年２月９日（金）　15時～16時30分**

**場　所：松島町　石田沢防災センター会議室棟**

**参加料：無料**

**講　師：株式会社セント**

2/9(金)開催　『電子帳簿保存法セミナー』　受講申込書

**利府松島商工会 行　　ＦＡＸ：022-354-4054**

申込日( 　 . 　 )

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | ＴＥＬ |  |
| 受講者氏名  (複数のご参加可能) | ① | | |
| ② | | |
| ③ | | |

※ご記入いただいた情報は、本セミナーの出欠管理にのみ用い、その他の目的には使用いたしません。

※１事業所からの参加人数に上限は設けません。枠が足りない場合は余白等に分かりやすく記載してください。

**申込締切：令和６年１月３１日（水）**